

## 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業守秘義務要項

### (目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）を実施するにあたり、守秘義務に関する基本的事項を定め、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）として評価事業の公平かつ中立な実施に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において「守秘義務」とは、本会が評価事業を実施することにより、知り得た全ての情報の取扱いについて、評価機関として遵守すべき義務及び福祉サービス第三者評価に関する調査者として本会が委嘱した者（以下「評価調査者」という。）及び評価事業の実施にあたって本会から協力依頼及び業務委託（以下「委託等」という。）を受けた者に遵守させる義務をいう。

### (本会等の責務)

第3条 本会は、この要項の目的を達成するため、守秘義務の履行に関し必要な措置を講じなければならない。

2 本会、評価調査者及び本会から委託等を受けた者（以下「本会等」という。）は、評価事業を実施するうえで職務上知りえた福祉サービスの利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）並びに福祉サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 前項の規定は、評価事業終了後及び評価事業に携わった者がその職を退いた後も同様とする。

### (収集の制限)

第4条 本会等は、評価事業を実施するために情報を収集するときは、あらかじめ目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 本会等は、評価事業を実施するために情報を収集するときは、本会と別に定める契約書により、評価事業の実施についての契約（以下「受審契約」という。）を締結した事業者（以下「受審事業者」という。）及び受審事業者の提供する福祉サービスの利用者等から収集しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5条 本会等は、評価事業により収集した情報を評価事業以外の目的のために利用し、又は本会以外のもへ提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき、利用し、又は提供するとき。

(2) 受審事業者及びその利用者等の同意を得て、利用し、又は提供するとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむをえないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

### (調査結果等の取扱い)

第6条 本会は、評価事業で実施した利用者等調査及び受審事業者の職員が行う自己評価調査の結果について、記入者が特定することができないよう集計、加工し、受審事業者に報告するものとする。

2 本会は、評価事業の調査に使用し、回答の記入された個別の調査票について、受審事業者、その利用者等及びその他の第三者に漏洩しないよう評価事業終了後に破棄する等の処理を行うものとする。

**(利用者に関する情報の持ち出しの禁止)**

第7条 本会等は、利用者等に関する情報が記載された書類については、受審事業者に対する訪問調査を行なう際に現地で閲覧により確認することとし、受審事業者の事業所の外に持ち出しはならない。

**(内部資料等の持ち出しの禁止等)**

第8条 本会等は、受審事業者が業務上作成している内部資料については、原則として受審事業者に対する訪問調査を行なう際に現地で閲覧により確認することとし、受審事業者の事業所の外に持ち出しはならない。ただし、受審事業者の同意がある場合にはこの限りではない。

2 前項のただし書きにより、事業所の外に持ち出す場合は、必要最低限の期間かつ善良な管理者の注意をもって適正に管理、保管するものとし、使用の目的終了後すみやかに受審事業者へ返還するものとする。

**(事故発生時の報告)**

第9条 本会は、この要項に関し事故が発生したときは、ただちに受審事業者へ報告するとともに、その指示を仰がなければならない。

**(委託等に伴う措置)**

第10条 本会は、評価事業の実施にあたり評価事業の全部又は一部について、評価調査者以外の者へ委託等を行なってならない。ただし、受審事業者の同意がある場合はこの限りではない。

2 前項のただし書きにより、他の者へ委託等を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

- (1)再委託等の禁止
- (2)第三者への提供の禁止
- (3)委託等された事業以外への使用禁止
- (4)複写及び複製の禁止
- (5)守秘義務の遵守
- (6)返還及び廃棄の義務
- (7)事故発生時の報告の義務

3 評価調査者は、委託等を行ってはならない。

**(評価結果等の管理等)**

第11条 本会は、評価事業終了後、評価事業の評価結果及び報告書並びに関連する書類について善良なる管理者の注意をもって5年間管理、保管したのち廃棄処分するものとする。

2 前項の保管期間中は、評価事業以外の目的に使用してはならない。

**(委任)**

第12条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年3月11日から施行する。